

# 能美市自治公民館等施設整備等補助金交付要綱

平成17年4月1日

教育委員会告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、町会又は町内会が行う自治公民館等施設の新築、解体、増改築、改修(周辺整備を含む。)、設備工事、感染症対策に係る整備等及び地域の空き家を有効活用し、地域コミュニティ活性化の活動拠点として再利用するために空き家を取得することに対する補助金を予算の範囲内で交付することとし、その交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「空き家」とは、建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態若しくは今後常態となると見込まれるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)をいう。ただし、市が所有し、又は管理する物を除く。

(補助金の交付の対象)

第3条 補助金の交付対象種目、補助金の額及びその限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 複数の種目の工事・事業を同年度内に行う場合においては、いずれか一の種目の限度額を適用する。ただし、新築工事、増改築工事又は空き家の取得に際し、改修工事、解体工事が伴う場合は、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、当該交付対象工事・事業が、公共事業又は企業誘致等、市の指定する事業に伴い地域振興策として実施される場合は、補助金の額及びその限度額は、市長が別に定める。

(補助金交付の対象外費用の範囲)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助金の交付対象から除外するものとする。

(1) 敷地の購入又は借入れに要する費用(ただし、空き家の取得に伴う敷地の購入については、この限りではない)

(2) 既存の施設の移転又は整地等に要する費用

(3) 施設の建設又は購入の手續等に要する費用

(4) 門、塀、植栽等施設に付属するものに要する費用

(5) 組立式の物置、保管庫等これらに類する物品の購入に要する費用

(6) 障子又はふすまの貼替え、ガラスの入替え、建具の修理、給水栓等これらに類するものの修理に要する費用

(7) カーテン又はブラインドの取付け又は取替えに要する費用(消防法施行令第4条の3第3項の規定に該当するものを除く。)

(8) 前各号に掲げるもののほか、通常の維持管理の範囲内であると認められる修繕に要する費用

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

(2) 建物の配置図、平面図及び新築増改築にあつては立面図

(3) 工事請負契約をした場合は契約書の写し

(4) 解体の場合は、産業廃棄物処分業許可証及び収集運搬業許可証の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し申請者に通知する。

(実績報告書)

第7条 補助金の交付の決定を受けたものは、事業が完了したときは補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

(1) 工事・事業の状況が分かる写真

(2) 工事・事業の領収書の写し

(3) 解体にあつてはマニフェストの写し

(4) 空き家の取得については、当該施設の売買契約書の写し及び町会又は町内会名義の建物登記簿謄本(敷地の購入を伴うものについては、当該書類のほか土地の売買契約書の写し及び町会又は町内会名義の土地登記簿謄本)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

(交付の確定)

第8条 市長は、前条の規定により提出された書類等を審査の上、これを認めたときは、交付確定を行い、交付確定通知書を補助事業者に送付するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、事業完了後前条の審査を行い、年度内に交付するものとする。

2 補助金の確定額に1,000円未満の端数がある場合は、1,000円未満の額を切り捨てた額を確定額とする。

(補助金の交付の制限)

第10条 この告示の規定により補助金の交付を受けた町会又は町内会は、補助金の交付を受けた年度から別表に定める交付制限期間においては、補助金の交付は受けられないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該改修を行わないと施設が使用できない危険な状態にあるもの
  - (2) 当該改修を行わないと今後も施設・設備に重大な損失が生じる恐れがあるもの
  - (3) 当該改修が第3条第3項に規定する事業に係わるもの
  - (4) 当該改修が災害等の被害復旧に係わるもの
- (法令遵守)

第11条 補助金の交付を受けようとするものは、関係法令等を遵守し誠実に事業を行う。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の根上町会館等整備工事補助金交付要綱(平成10年4月1日)、寺井町自治公民館施設整備事業実施要綱(平成6年7月1日)又は辰口町自治公民館施設整備補助金交付要綱(昭和52年4月1日)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

(令和4年8月4日の大雨に係る特例)

3 町会又は町内会が令和4年8月4日の大雨で被害にあった自治公民館等の施設又は設備若しくは備品を原状回復又は機能回復しようとする場合は、第4条及び別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。ただし、令和5年3月31日までに第5条の規定による申請があったものに限る。

交付対象種目	補助金の額	補助金の限度額
災害復旧に要する建物の修繕 (原状回復)	当該事業費の10分の9の額とする。	500万円
災害復旧に要する設備の機能回復 (備品・設備の修繕・同等品の購入等)	当該事業費の10分の9の額とする。	30万円

備考 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(電気料金の高騰に係る特例)

- 4 町会又は町内会が負担する自治公民館等の電気料金の支出の負担を軽減するため、次の表に掲げるとおり補助金を交付する。ただし、令和6年3月31日までに第5条の規定による申請があったものに限る。

交付対象種目	補助金の額	補助金の限度額
物価高騰対策 緊急支援事業 (施設の電気料金)	令和5年1月分から同年12月分までの電気料金を合算した額から令和4年1月分から同年12月分までの電気料金を合算した額を差し引いた額に2分の1を乗じて得た額とする。	令和4年1月分から同年12月分までの電気料金を合算した額に10分の2を乗じて得た額

備考 算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 5 前項の場合において、第5条第1号及び第2号並びに第7条第1号及び第2号に掲げる書類の添付を省略できるものとする。

附 則(平成18年12月11日教育委員会告示第19号)

この告示は、平成18年12月21日から施行する。

附 則(平成24年1月1日教育委員会告示第1号)

この告示は、平成24年1月1日から施行し、改正後の能美市自治公民館等施設整備補助金交付要綱は、平成23年4月1日以後に実施された整備事業について適用する。

附 則(平成30年3月20日教育委員会告示第6号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年7月31日教育委員会告示第19号)

この告示は、令和2年8月1日から施行する。

附 則(令和2年12月14日教育委員会告示第23号)

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の第1条、第3条第3項、第7条第1号及び第2号、第9条第1項及び別表感染症対策事業(空気清浄機の購入費、自動水栓の購入・取付費)の項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月31日教育委員会告示第7号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月1日教育委員会告示第20号)

この告示は、令和4年9月1日から施行する。

附 則(令和5年 月 日教育委員会告示第 号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表(第3条、第10条関係)

交付対象種目	交付対象工事及び 補助金の額	補助金の 限度額	交付制限期間
--------	-------------------	-------------	--------

新築工事	工事費が1,000万円以上のものとし、補助金の額は当該工事費の10分の7から国若しくは県又は各種団体からの補助金等を差し引いた額とする。	1,500万円	同種のもは交付を受けた年度の翌年度から15年間
空き家の取得(敷地の取得を伴う場合)	取得費が合計500万円以上のものとし、補助金の額は当該事業費の3分の2の額とする。	1,000万円	同種のもは交付を受けた年度の翌年度から15年間
空き家の取得	取得費が100万円以上のものとし、補助金の額は当該事業費の2分の1の額とする。	500万円	
解体工事	工事費が50万円以上のものとし、補助金の額は当該工事費の3分の1の額とする。	500万円	同種のもは交付を受けた年度の翌年度から5年間
増築工事	工事費が50万円以上のものとし、補助金の額は当該工事費の2分の1の額とする。		
改築工事又は改修工事			
駐車場、排水路等構造物の新設工事			
下水道への接続、トイレ等の改修			
冷暖房設備等の設置工事			
消防設備等の取付又は取替工事	工事費が5万円以上のものとし、補助金の額は当該工事費から5万円を差し引いた額の2分の1の額とする。	22万5千円	
感染症対策事業(空気清浄機、自動水栓の購入費等)	事業費が5万円以上のものとし、補助金の額は当該事業費の10分の9の額とする。	18万円	

備考 上表により算出した額の1,000円未満の端数は、切り捨てる。